入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 11 月 25 日
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　眼目　佳秀

1　**調達概要**

(1) 件　　名　全社ファイルサーバ構築業務
(2) 内　　容　仕様書による。
(3) 業務期間　契約締結日～令和９年３月 31 日
(4) 入札方法　入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) そ の 他　本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

2　**競争参加資格**

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和８年 12 月 10 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
(4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
(5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き申立がなされている者でないこと。
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
(7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
(8) 令和７・８・９年度に有効な全省庁統一資格（営業品目：物品の販売「電子計算機類」、役務の提供等「情報処理」）の A、B、又は C 等級を有している者であること。（当該資格について、競争参加資格確認申請書の提出期限において申請中の者も可とするが、入札日までに当該資格を取得できない

場合は参加資格を認めない。）
(9) ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）の認証を取得し、本業務を実施する組織が認証範囲に含まれていること。
(10) 過去 5 年間に、法人又は公的機関を対象として、Windows Server 等によるファイルサーバ又はこれに類するサーバシステムについて、設計、構築及びデータ移行を一貫して実施した実績を有すること。
(11) 仕様書に指示された要件等を満たすことができること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 4 階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約・購買課
TEL 03-5765-1916 Mail keiyaku-2@jesconet.co.jp

(2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページよりダウンロード
https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html
※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和 8 年 11 月 25 日(水)～令和 8 年 12 月 10 日(木)まで
上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時まで。
提出場所 上記(1)に同じ。
提出方法 電子メール、持参又は郵送（提出期限必着）
※郵送の場合は配達の記録が残る方法に限る。なお、担当者の名刺を同封すること。
※押印省略される場合は電子メールにて提出すること。原本の送付は不要。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和 8 年 12 月 15 日(火)
通知方法 電子メールにて通知書を送付。

(5) 入札書の提出について

提出期限 令和 8 年 12 月 18 日（金） 12 時 00 分
提出場所 上記(1)に同じ。
提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
※郵送する場合は、配達の記録が残る方法に限る。

(6) 開札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 12 月 18 日(金) 13 時 30 分
場 所 上記(1)に同じ。
※開札執行の立ち会いは行わない。
※開札日当日の手順については、入札（見積）者に対する指示書別紙に定めるとおりとする。

4 その他

(1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除

(3) 入札の実施　競争参加資格者により入札を行う。
(4) 落札者の決定方法　中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とすることがある。
(5) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(6) 手続における交渉の有無　　無
(7) 契約書作成の要否　　要（本件は電子契約を推奨する。）
(8) 関連情報を入手するための照会窓口　　上記3(1)に同じ。
(9) 詳細は発注説明書による。

全社ファイルサーバ構築業務

（配布資料）

１.「発注説明書」（別紙を含む）	６頁
２.「入札（見積）者に対する指示書」（別紙を含む）	２０頁
３.「委託契約書（案）」	１１頁
４.「仕様書」（別添を含む）	１０頁
５.「競争参加資格確認申請書」（様式含む）	２頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

発 注 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社全社ファイルサーバ構築業務に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和 8 年 11 月 25 日

２　契　約　職　　中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部長　眼目佳秀

３　調達概要

(1)　件　　名　全社ファイルサーバ構築業務
(2)　仕 様 等　仕様書による。
(3)　業 務 期 間　契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日
(4)　入 札 方 法　入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(5)　そ　の　他　本調達は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

４　競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和 8 年 12 月 10 日）において次の条件を全て満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
(4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
(5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き申立がなされている者でないこと。
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
(7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯

蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 令和７・８・９年度に有効な全省庁統一資格（営業品目：物品の販売「電子計算機類」、役務の提供等「情報処理」）の A、B、又は C 等級を有している者であること。（当該資格について、競争参加資格確認申請書の提出期限において申請中の者も可とするが、入札日までに当該資格を取得できない場合は参加資格を認めない。）

(9) ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）の認証を取得し、本業務を実施する組織が認証範囲に含まれていること。

(10) 過去５年間に、法人又は公的機関を対象として、Windows Server などによるファイルサーバ又はこれに類するサーバシステムについて、設計、構築及びデータ移行を一貫して実施した実績を有すること。

(11) 仕様書に指示された要件等を満たすことができること。

５　担当部課

〒105-0014　東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル３号館４階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課（担当：丸山）
TEL　03-5765-1916　　Mail　keiyaku-2@jesconet.co.jp

６　競争参加資格確認申請書の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出

① 提出期間　令和 8 年 11 月 25 日(水)から令和 8 年 12 月 10 日(木)まで
土曜日及び日曜日を除く毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時以下同じ。

② 提出場所　５に同じ。

③ 提出方法　電子メール、持参又は郵送（提出期限必着）
※郵送の場合は配達の記録が残る方法に限る。なお、担当者の名刺を同封すること。
※押印省略される場合は電子メールにて提出すること。原本の送付は不要。

④ 提出部数　１部

(3) 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日　令和８年 12 月 15 日(火)
通 知 方 法　電子メールにて通知書を送付。

(5)　その他

①　競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

②　提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。

④　提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。

⑤　競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は５に同じ。

７　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限　令和８年 12 月 16 日(水)　12 時まで

②　提出場所　５に同じ。

③　提出方法　書面は電子メールにより提出すること。（提出期限必着）
※後日原本を提出すること。

(2)　契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和８年 12 月 17 日(木)までに書面により回答する。

８　発注説明書に対する質問及び回答

(1)　本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い、書面（別添「質問･回答書」）により提出すること。

①提出期間：[競争参加資格に関するもの]
令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 11 月 30 日（月）まで
[発注内容に関するもの]
令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月 10 日（木）まで

②提出場所：５に同じ。

③提出方法：書面は、電子メールにより提出すること。（提出期限必着）

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

[競争参加資格に関するもの]
回 答 日　令和８年 12 月２日（水）
回答方法　電子メールにより回答する。
[発注内容に関するもの]

回 答 日　令和 8 年 12 月 15 日（火）
回答方法　電子メールにより回答する。
※競争参加資格を認められた者に対して回答。

9　入札書の提出について

(1)提出期限　令和 8 年 12 月 18 日（金）　12 時 00 分
(2)提出場所　5 に同じ。
(3)提出方法　持参又は郵送（提出期限必着）
※郵送の場合は、配達の記録が残る方法に限る。
(4)そ の 他　入札書の日付は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札金額については、業務 1 式あたりの金額（税抜）を記載すること。
開札の結果、落札者がないときは再度入札を行う。

10　開札の立ち会いについて

開札執行の立ち会いは行わない。
開札日当日の手順については、入札（見積）者に対する指示書別紙に定めるとおりとする。

11　開札の日時及び場所等

(1)　日時　令和 8 年 12 月 18 日（金）　13 時 30 分
(2)　場所　5 に同じ

12　入札方法

(1)　入札書は、持参又は郵送すること。（1 回目のみ。2 回目以降は電子メールを送信後、原本を郵送）
(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)　入札において予定価格を下回る入札者がいない場合は、最低価格入札者と見積合せを行う。

13　入札保証金　　免除

14　契約保証金　　免除

15　業務費内訳書の提示

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
(2)　内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

16　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに別添「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を契約者としていた場合には契約決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行の時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの、その他４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

17　落札者の決定方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

18　手続における交渉の有無　　無し

19　契約書作成の要否等　　別添「契約書（案）」により、契約書を作成する。
（本件は電子契約を推奨する。）

20　支払条件　　完了払い

21　その他

(1)　入札参加者は、別添「入札（見積)者に対する指示書）を熟読し、遵守すること。
(2)　競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(3)　別添様式等
①　入札（見積）者に対する指示書（質問・回答書含む）
②　契約書（案）
③　仕様書
④　競争参加資格確認申請書

「発注手続日程（予定）」　　**別紙**

件名：　全社ファイルサーバ構築業務

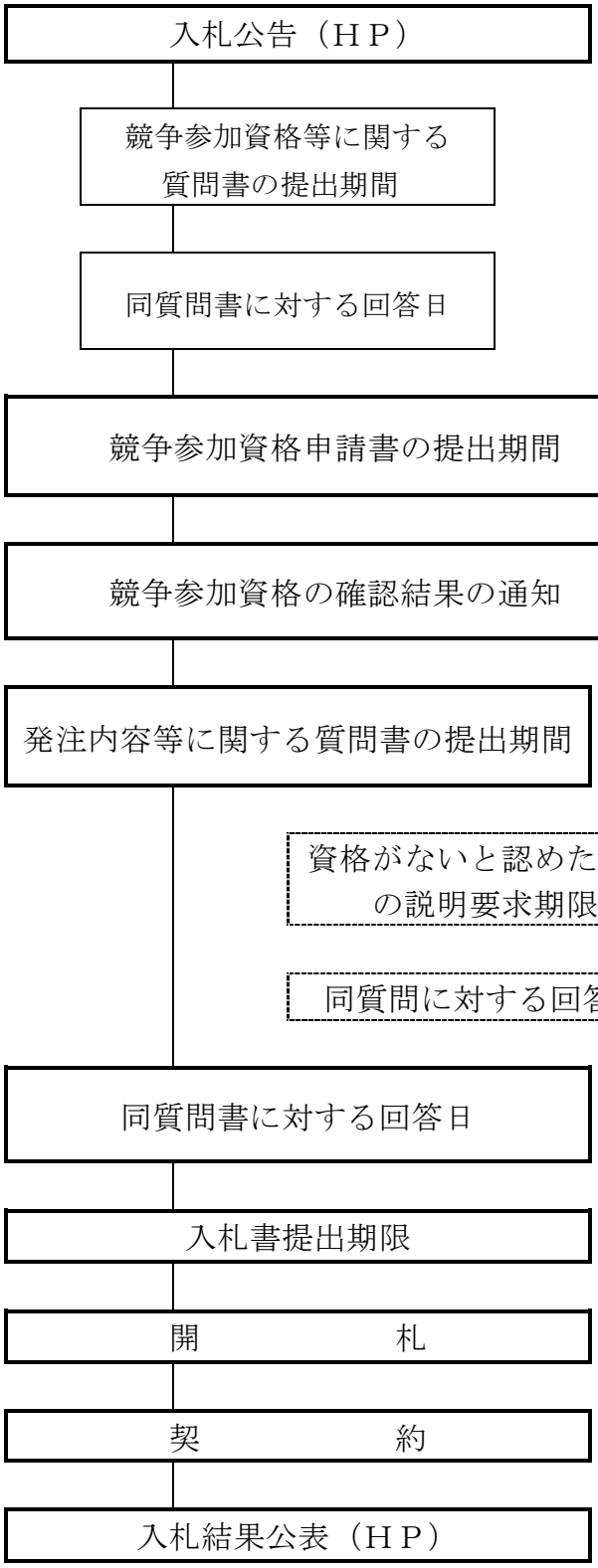

１１月２５日(水)

１１月２５日(水)
～１１月３０日(月)

１２月２日(水)
質問者及び希望者にメール送信

１１月２５日(水)
～１２月１０日(木)

１２月１５日(火)

１１月２５日(水)
～１２月１０日(木)

１２月１６日(水)

１２月１７日(木)

１２月１５日(火)

１２月１８日(金)　12:00

１２月１８日(金)　13:30

１２月２３日(水)　予定

※時間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10～12 時及び 13～16 時。
※質問書は提出期限までに電子メールで送信すること。

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一　入札執行上の注意事項

第１　入札者の注意事項

※立会方式の開札を実施しない。

入札書、辞退書の提出方法及び期日については、別紙のとおり定める。

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

1　入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2　入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前までに電話及び電子メールの送受信が可能な場所で待機すること。

3　入札書は別添様式第３号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。

4　入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。

5　入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。

①　代理人により入札する場合は、別添様式第１号－１の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

②　代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第１号－２及び第２号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。

6　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7　送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。

①　入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。

②　送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明

記すること。

③　送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。

8　入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

9　入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

①　入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第１１号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

②　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を別紙の方法により電子メールで送信する。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第 2　公正な入札の確保

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第 3　入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

1　入札書の金額が訂正してある場合

2　入札者の記名又は押印が欠けている場合

3　誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合

4　再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合

5　送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合

6　送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合

7　一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合

8　競争に参加する資格のない者が入札を行った場合

9　同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

10　明らかに連合によると認められる入札を行った場合

11　前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第４　入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第５　開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1　開札は、別紙の方法により行うものとする。

2　落札者の決定方法

①　中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　「契約細則第１７条第３項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が１０００万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第２条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第６条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③　調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

④　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、以下の内容を反映すること。

監督強化の一環として、低入札調査時の確認事項と業務実績の整合性等を確認するために実施する「中間検査」を受けること。

※　低入札の基準については下記 URL から確認できます。
https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf

3　前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは直ちに当該入札者にくじに参加させて落札者を決定する。
くじの参加方法については、別途案内する。

4　開札の結果は、電子メールで送信する。

5　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

6　前号の再度の入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二　契約上の注意事項

第１　契約書等

１　落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から７ 日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

２　契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

３　契約締結後 14 日以内に契約金額内訳書を提出すること。

４　別添様式第６号の着手届及び別添様式第４号の管理技術者届をそれぞれ提出すること。

５　業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第５号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第２　契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第３　契約代金の支払

１　目的物が完成したときは、別添様式第７号の完了届を提出するものとする。

２　目的物が完成し、会社の検査に合格したときは、別添様式第８号の引渡書を提出すること。

３　完了代金は、別添様式第９号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三　その他の事項

１　入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。

２　入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

（様式第１号－１）

委　　任　　状

私は、（会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第１号－２）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　一　入札（見積）に関すること。
　　二　復代理人を選任すること。
　　三　委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
　　四　諸願届等に関すること。

住　　所

会 社 名

代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所

会 社 名

代 表 者　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第２号）

（復代理人用）

委　　任　　状

私は、（支社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、所属部課名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

復 代 理 人　　印

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所

会 社 名

代 理 人　　印

※日付は入札日以前であること。

（様式第３号）

入札（見積）書

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金											

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名　　印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
　　入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

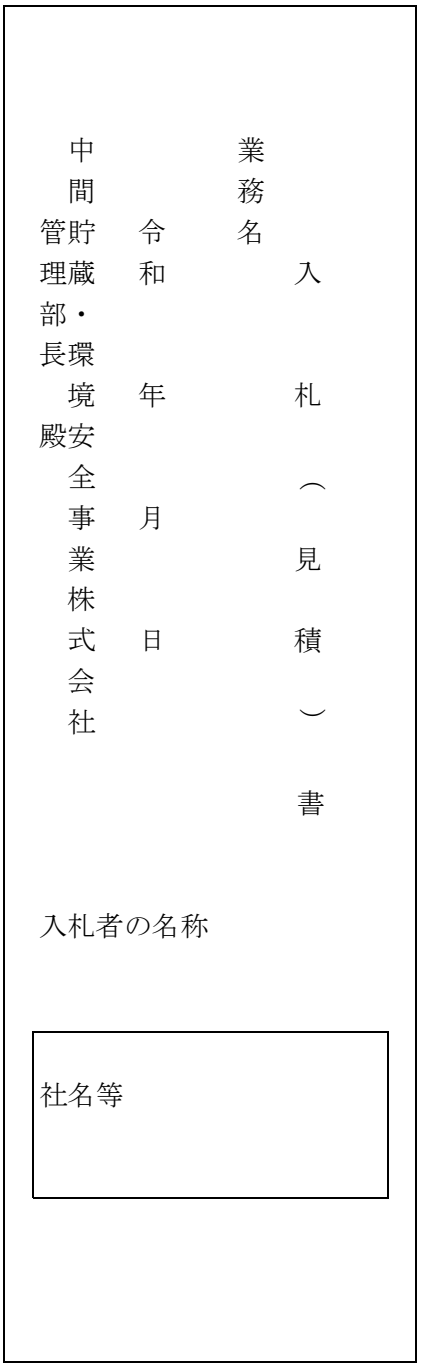

（裏面）

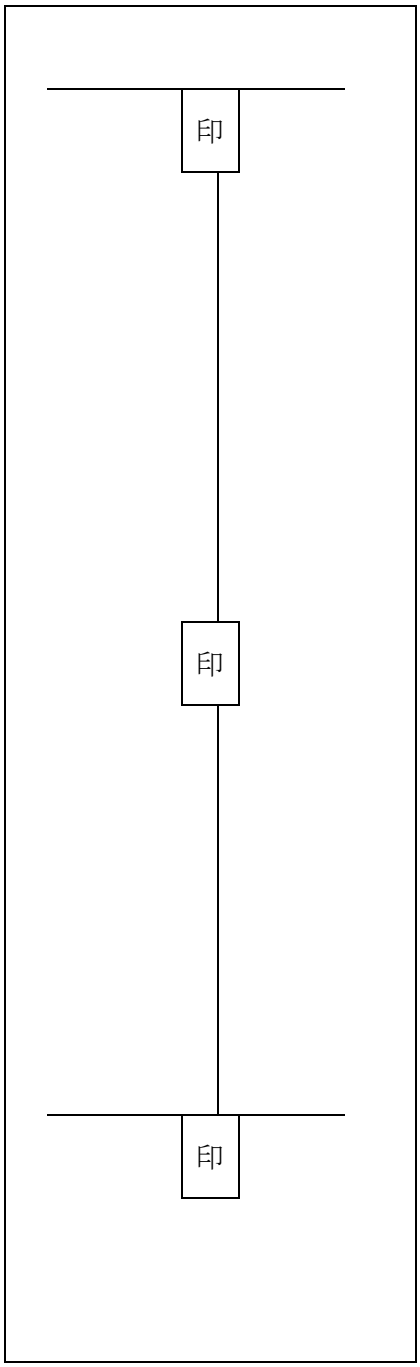

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名

業務管理者届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、（氏名＿＿＿＿＿＿＿＿）を業務管理者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ Ｅ Ｌ：
Ｆ Ａ Ｘ：
E-mail ：

（様式第４号－１）

経　　歴　　書

氏　　名

生　　年　　月　　日

最　　終　　学　　歴

資格及び取得年月日

職　　歴

業　　務　　歴

令和　　年　　月　　日

上記のとおり相違ありません。

氏　名

（様式第５号）

再委任等承諾申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第５条の規定に基づき承諾を求めます。

記

１　業務名：

２　契約金額：

３　再委任等を行う業務の範囲：

４　再委任等を行う業務に係る経費：

５　再委任等を必要とする理由：

６　再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：

７　再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など）：

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ Ｅ Ｌ：
Ｆ Ａ Ｘ：
Ｅ-mail ：

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名

着　手　届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、令和　　年　　月　　日着手しますので、

お届けします。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ Ｅ Ｌ：
Ｆ Ａ Ｘ：
E-mail ：

（様式第７号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所

会　社　名

代表者氏名

完　了　届

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記の業務について、令和　　年　　月　　日（一部）完了しましたので、お届けします。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ Ｅ Ｌ：
Ｆ Ａ Ｘ：
Ｅ-mail ：

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

引　渡　書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記業務について、令和　年　月　日に　一部完了／完　了　検査に合格いたしましたので、これをお引き渡し致します。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ Ｅ Ｌ：
Ｆ Ａ Ｘ：
E-mail ：

（様式第９号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印
適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号　［有］(T　　)
（登録済の場合はＴで始まる登録番号を入力）［無］
（無しの場合は[有]に取り消し線を入力）

代金支払請求書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の業務については、令和　　年　　月　　日に引渡しが完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（内消費税額１０％：　　円）

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

預　金　種　別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口　座　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口　座　名　義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式第１０号）

開札立会申込書

業 務 名	
開札日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
開札場所	東京都港区芝１－７－１７住友不動産芝ビル３号館 中間貯蔵・環境安全事業(株)
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注　郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
③ 本書面の提出
提出期限　令和　　年　　月　　日（ ）　　時
提出場所　東京都港区芝１－７－１７ 住友不動産芝ビル３号館 ４階
中間貯蔵・環境安全事業(株)　管理部　契約・購買課
ＦＡＸ０３－５７６５－１９３９　電話０３－５７６５－１９１６
提出方法　持参、郵送又はＦＡＸ

（様式第１１号）

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　　眼目　佳秀　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

入札（見積）辞退書

業 務 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書

業務名	
会社名	
担当者名	

質問番号	仕様書頁	質　　問	回　　答

1．質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
2．期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

別添

メールによる入札（見積）執行スケジュール

■入札書提出期限まで

入札参加者	JESCO
開札日当日の待機者の連絡先を提出（メール）（電話番号、メールアドレス）	

■開札日当日

開札（1回目）

入札参加者		JESCO
開札時間	※待機すること。(開札～結果通知まで)	1回目開札結果のメールを送信 1回目不落の場合は再度入札の時間をメールで送信する

再度の入札を行う場合（2回目以降開札）

入札参加者		JESCO
開札10分前	2 回目以降の入札書又は辞退書（押印済みPDF）のメールを送信　※待機すること	
2回目以降開札時間	※待機すること(開札～結果通知まで)	2回目以降の開札結果をメールで送信

注1：PDFで送信した入札書及び辞退書の原本は、後日郵送すること。

注2：メール送付先　E-mail: keiyaku-2@jesconet.co.jp

委　託　契　約　書（案）

1　業　務　名　　全社ファイルサーバ構築業務

2　業務期間　　自　令和　年　　月　　日
至　令和９年３月３１日

3　業務委託料　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　円）

4　支払方法　　完了払

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　　日

委託者　住所　東京都港区芝一丁目７番１７号
氏名　中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　眼目佳秀　　印

受託者　住所
氏名
印

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受託者は、契約書及び仕様書に記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　委託者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、業務を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第３５条の規定に基づき、委託者と受託者で協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権等の譲渡等）

第４条　受託者は、成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

３　委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない

場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5　受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又第１条第５項の規程にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

6　委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第５条　受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であってあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第６条　受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務管理者）

第７条　受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

２　業務管理者は、この契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる。

３　委託者は、業務管理者又は第５条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の遂行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に委託者に通知しなければならない。

（調査社員）

第８条　委託者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

２　調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査社員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示

二　この契約書および仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三　この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議

四　業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

３　委託者は、２名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあ

っては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（実施計画書の提出）

第９条　受託者は、この契約締結後、１４日以内に仕様書に基づき、実施計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

（条件変更等）

第１０条　受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

一　仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三　仕様書の表示が明確でないこと。

四　履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五　仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　委託者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受託者は委託者の行う調査に立ち会わなければならない。

（仕様書の変更）

第１１条　委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の一時中止）

第１２条　委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（適正な業務期間の設定）

第１３条　委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による業務期間の延長）

第１４条　受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による

場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による業務期間の短縮等）

第１５条　委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

２　委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務期間の変更方法）

第１６条　業務期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わなかったときは、委託者が定め、受託者に通知する。

（業務委託料の変更方法等）

第１７条　業務委託料の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者で協議して定める。

（一般的損害の負担）

第１８条　業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第１９条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第２０条　委託者は、第１１条、第１２条、第１４条、第１５条及び第１８条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２１条　受託者は、業務を終了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者又は委託者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受託者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　受託者は、業務が前２項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第２２条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。

３　委託者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第２３条　委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第２４条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第２６条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第２５条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
二　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
三　業務管理者を配置しなかったとき。
四　正当な理由なく、第２３条第１項の履行の追完がなされないとき。
五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第２６条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
一　第３条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
二　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
三　受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
四　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
五　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
八　第２８条又は第２９条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
九　受託者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２７条　第２５条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第２８条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第２９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第１１条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

二　第１２条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、一時中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその一時中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３０条　第２８条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第３１条　委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

２　前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

３　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第３２条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三　第２５条又は第２６条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第２５条又は第２６条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
二　成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
一　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
二　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
三　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第一号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。
（受託者の損害賠償請求等）
第３３条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
一　第２８条又は第２９条の規定によりこの契約が解除されたとき。
二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第２２条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
（契約不適合責任期間等）
第３４条　委託者は、引き渡された成果物に関し、第２１条第３項又は第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
４　委託者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せ

ず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7　委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第３５条　この契約の各条項において委託者と受託者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、委託者受託者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者で協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2　前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第３６条　本契約に関し、受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の１０分の１に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

一　本契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に

対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　本契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第３７条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

令和８(2026)年 11 月 18 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部　経営企画課
情報システム・ソリューション室

全社ファイルサーバ構築業務調達仕様書

1. 業務名

全社ファイルサーバ構築業務

2. 目的

本社に設置されている本社ファイルサーバは平成 31 年 1 月に導入され、全社員向けのファイルサーバ機能を提供している。メーカーのハードウェア保守は継続しているものの、令和 7 年 6 月にハードウェア障害が発生しており、経年に伴う老朽化への対応が必要である。

また、各事業所に設置するファイルサーバについては、保守期限を迎えるものから本社ファイルサーバへの統合を進めており、今後も統合対象の増加が見込まれる。

本調達は、全社ファイルサーバの機器更改に加え、機器障害時の業務継続、首都圏災害時の事業継続及びランサムウェア等によるバックアップデータの改ざん・削除への備えを強化し、安定運用を実現することを目的とする。

3. 業務期間

契約日から令和９年３月 31 日まで

4. 業務内容

4-1. 業務に係る打合せ実施

業務を実施するにあたって、事前に作業スケジュール、作業項目、作業手順とその具体的な方法について打合せを行うこと。必要に応じ、電話・メール等による情報提供も行うこと。

作業進捗報告、その報告の方法や頻度についても事前に協議を行い適時実施すること。これらの打合せは、必ず議事録を作成し当社の承認を受けること。

4-2. 作業計画の立案

契約締結後 2 週間以内に実施計画書（初版）及び全体 WBS を作成し、当社の確認・承認を受けること。内容に変更が生じた場合は、当社承認の上で随時改訂すること。なお、実施計画書には以下の内容を記載する。

① 作業スケジュール
② 体制
③ 作業場所
④ 関係者（本業務受託会社、当社担当者）の役割及び調整事項
⑤ 業務責任者及び担当者の職務経歴
⑥ システム構成

4-3. 構築するシステム概要

本業務にて構築するシステムは、次の３要素で構成する。受注者は、各要素の役割を満たすよう設計すること。

記号	設置場所	役割・要件
A	本社	本番ファイルサーバ。通常時の業務提供元。シャドウコピーを 1 日 3 回取得する。
B	遠隔地データセンター	待機系ファイルサーバ。A の障害時に手動で切り替え、業務継続を可能とする。A のデータ領域を B へリアルタイムにレプリケーションする。通常時は B から A へのレプリケーションは行わない。シャドウコピーを 1 日 3 回取得する。
C	遠隔地データセンター	遠隔地バックアップ NAS。B からのバックアップを週 1 回行う。ランサムウェア対策として、バックアップは既に設定されているイミュータブル領域を利用する。利用者向け共有ファイル領域としては使用しない。

基本データフローは、A から B へのリアルタイムレプリケーション及び B から C へのバックアップとする。別紙 1「全社ファイルサーバのレプリケーション環境」を併せて確認すること。

4-4. 調達

A 及び B のサーバ機器、LCD コンソール、KVM スイッチ並びに C として使用する既存機器は、当社が別途用意する。本業務の対象は、これらの機器の設計、設置、設定、構築、データ移行及び検証とする。

4-4-1. ソフトウェアライセンス調達

当社は現在、Arcserve RHA 18.0 - Replication for Windows Standard with Assured Recovery（Replication 機能のみ、HA 機能無し）を 5 式、Arcserve UDP 7.0 Advanced Edition – Server を 1 式、ライセンスを所有し、各々サポートを契約している。

また、下表の数量は、本構築システムにおいて必要となる総ライセンス数量を示す。

受注者は、当社が保有する既存ライセンスの転用可否、アップグレードの要否及び保守加入条件をメーカーに確認し、既存ライセンスを有効に活用した上で、不足するライセンス、アップグレード及び保守サービスを調達すること。

なお、本構築業務においてライセンスは適法に適用することとし、テストを含むシステム構築期間中の現環境と新環境の重複稼働の可否及び条件をメーカー確認の上、書面で提示すること。

機能項目	品名又は要件	必要数量
レプリケーション	Arcserve Replication 18.0 for Windows Standard with Assured Recovery 又は同等以上。	2 式
上記保守	5 年間のメンテナンス及びサポート。	2 式

機能項目	品名又は要件	必要数量
バックアップ、世代管理及びCへのバックアップデータ転送	Arcserve UDP Advanced Edition 又は同等以上。	1式
上記保守	5年間のメンテナンス及びサポート。	1式

4-5. 機器の設置及び初期設定

(1) 本社サーバ室のラックへAを設置し、電源及びネットワークケーブル等を接続すること。
(2) 遠隔地データセンターへB、LCDコンソール、KVMスイッチその他本業務に必要な対象機器を搬送すること。搬送作業には、必要に応じて機器の取り外し、梱包・養生、搬出、運搬、搬入、開梱、を含むものとする。搬送にあたっては精密機器として適切な方法を用いること。搬送方法、作業範囲並びに当社及び受注者の役割分担は、事前に協議の上、実施計画書に明記すること。
(3) 遠隔地データセンターのラックへB、LCDコンソール及びKVMスイッチを設置し、電源及びネットワークケーブル等を接続すること。
(4) A、BのOS及びファームウェアはサポート対象のバージョンとし、更新プログラム及びセキュリティ修正を適用すること。
(5) 当社の指示に基づきIPアドレス、名前解決、時刻同期、ドメイン連携、アクセス制御及びアプリの通知機能を設定すること。
(6) A及びBへ当社の指示に基づきシャドウコピーを1日3回で設定すること。
(7) 停電時の安全な自動停止及び電源復旧時の自動起動を設定すること。
(8) ハードウェア、バックアップ及びレプリケーションの異常を検知した場合に、当社指定の受信者へ通知できるよう設定すること。通知対象、通知条件、通知先及び通知方法は設計時に当社と協議し、検証時に通知試験を実施すること。

4-6. A-B レプリケーション設計

Aを本番系、Bを待機系として、Aのデータ領域をBへリアルタイムにレプリケーションする環境を設計すること。Aの障害等によりAで業務を継続できない場合は、Bへ手動で切り替えることにより、ファイルサーバ利用者が業務を継続できる構成とすること。通常時のレプリケーション方向はAからBへの一方向とし、Aの障害対応等の際のBからAへのデータ反映は、A及びBの更新状態を確認し、Bを正とすることを当社が確認した上で実施する再同期又は切戻しの手順として設計すること。切替え及び切戻しに伴うデータ差分の取扱い、誤切替え及び二重更新の防止、通信断時の再同期、レプリケーション停止時の業務影響並びに復旧方法を基本設計書に明記すること。

4-7. B-C バックアップ設計

BからCへのバックアップ環境を設計すること。バックアップは週1回実施する設定とし、複数世代のバックアップデータを保持できること。保持世代数及び保存期間等については、当社と協議を行い基本設計書に明記すること。Cに保管するバックアップデータは、ランサムウェア等による不正な変更又は削除から保護するため、既に設定されているイミュータブル領域に保管すること。また、Cに保存されたバックアップデータから、ファイル、フォルダ及びボリューム単位で復元できる構成とすること。Cへのバックアップ先としてイミュータブル領域を利用する指定であるが、バックアップ前段でイミュータブル領域以外の領域が必要となる場合は当社へその旨を示すとともに協議の上、決定する。当社が

提供する既存機器又は既存環境について、構築に必要な機能、容量、設定等の不足又は制約を確認した場合、受注者はその内容、原因及び業務への影響を速やかに当社へ報告すること。対応方法、役割分担、スケジュール及び必要に応じた費用の取扱いは双方協議の上決定するものとし、受注者の責によらない既存環境の不具合又は制約は、当該事象のみをもって受注者の責任としない。

4-8. システム構成及び基本設計書作成

受注者は、4-3 から 4-7 までの要件に基づき、A、B 及び C の役割、データフロー、ネットワーク、名前解決、時刻同期、アクセス制御、共有設定、シャドウコピー、レプリケーション、バックアップ、イミュータブル領域への保管、アプリケーション動作監視、通知、UPS 連携並びに障害時の切替え及び復旧方法を設計すること。設定値、設計上の前提条件、制約事項及び当社側で必要となる作業を明確にし、構築着手前にシステム構成及び基本設計書として当社の確認を受けること。なお、構築に必要な主要設定値についても、構築着手前に当社と確認すること。

4-9. システム設定及び構築

承認された基本設計書に基づき、A、B 及び C の設定並びにレプリケーション、バックアップ、アプリケーション監視、通知、UPS 連携その他の関連機能を構築すること。構築期間中は現行環境の運用を阻害しないこと。現行環境と新環境を並行稼働させる場合は、使用するソフトウェアライセンスの適法性、重複利用の可否及び適用条件を事前にメーカーへ確認し、その確認結果を書面で当社へ提示した上で実施すること。構築後は、実際に適用した設定値をパラメータシートへ、最終的な構成をシステム構成図へ反映し、設計との差異がないことを確認すること。

4-10. データ移行

現在の本社ファイルサーバに存在する共有フォルダについて、移行対象として当社と合意した範囲のうち、移行元から正常に読み取り可能な全ファイル及びフォルダを、フォルダ構成、共有設定及びアクセス権限を可能な限り保持した状態で漏れなく移行すること。構築期間中に生じた差分も最終切替時に反映すること。なお、移行対象データ容量が 10TB 超となるため、本社内で初回コピーを実施する等、効率的な移行方法を提案し、当社と調整の上実施すること。
移行元に既に存在するデータ破損、ファイルシステム異常、アクセス権限異常、読み取り不能、ファイルロック、パス長その他受注者の責によらない事由により移行できないファイル又はフォルダについては、受注者は対象、件数、原因、対応内容及び結果を記録し、当社へ報告すること。当社と受注者は対応方法を協議し、当社が移行対象外とすることを承認したものについては、未移行であることのみをもって受注者の責任とはしない。受注者は、移行不能又は移行困難なデータを確認した場合、可能な範囲で再試行、移行方法の変更その他の合理的な対応を行った上で報告すること。

4-11. 当社の協力事項

当社は、本業務を円滑に遂行するため、受注者から合理的な依頼があった場合、業務上可能な範囲で、当社が保有する現行システムの構成、設定及び運用状況等の情報提供、作業場所への入退室手続、当社管理環境に関する情報提供及び必要な設定、利用部門との調整、移行困難又は移行不能データの取扱いに関する判断、作業日程及びシステム停止に係る社内調整その他当社が実施することが合理的な事項に協力する。具体的な役割分担及び調整事項は、実施計画書の作成時に双方で確認し、同計画書に明記すること。

4-12. 手順書作成及び管理者トレーニング

当業務にて構築するファイルサーバを運用するために以下に記す事項について運用管理手順書として作成し、その内容に基づく管理者トレーニングを実施すること。

（1） A から B へのレプリケーション状況及び異常の確認方法
（2） B から C へのバックアップ状況確認方法
（3） A から B への手動切替え並びに B から A への再同期及び切戻し方法
（4） アラート通知及び UPS 連携の確認方法
（5） 容量逼迫時の確認及び対応方法
（6） A 機器障害時、首都圏災害時及びランサムウェア被害時における対処方法
（7） A 及び B のシャドウコピーからの復元方法
（8） C からファイル、フォルダ及びボリューム単位の復元方法
（9） 管理者アカウント、権限分離に関する事項

5. 検証

検証項目、検証方法及び期待結果を事前に検査項目書兼結果報告書へ記載し、当社の確認を受けた上で検証を実施すること。検証実施後は、実施結果、取得した証跡及び判定結果を同報告書に記録すること。少なくとも次の項目を検証すること。

（1） 移行対象として合意した範囲について、最終差分移行完了時点におけるフォルダ・ファイル件数及び合計サイズを移行前後で比較すること。原則として一致することを確認し、差異がある場合は、対象、件数、差異の理由、対応内容及び結果を一覧化して当社の確認を受けること。4-10 に基づき当社が移行対象外として承認したものを除き、合理的な理由のない差異がないこと。
（2） 移行対象データのアクセス権限、共有権限が同一であること。
（3） A から B へデータ領域がリアルタイムにレプリケーションされ、追加、更新及び削除した試験データが B へ正しく反映されること。
（4） レプリケーション通信を一時的に停止した後、通信復旧後に差分が再同期され、A と B の対象データが整合すること。
（5） A から B への手動切替えにより、B から共有フォルダへアクセスでき、必要な共有設定及びアクセス権限が維持されること。
（6） B での業務継続後、B を正とした A への再同期及び切戻し手順が実施可能であり、データの欠損又は二重更新が生じないこと。
（7） B から C への週次バックアップ、世代管理の機能が正常に動作すること。
（8） A 及び B において、シャドウコピーから以前のバージョンデータが復元可能であること。
（9） C 上のバックアップデータにおいて、選択したバックアップ世代から、ファイル、フォルダ及びボリューム単位で復元できること。
（10） アラート通知、UPS 連携及び電源復旧後の動作が各々正常に機能すること。
（11） 受託者は構築完了後、当社立会いのもと、ランサムウェア被害を想定した復旧試験を実施し、試験手順、試験結果及び確認事項を記載した結果報告書を提出すること。

6. 業務執行体制

受託者は、本業務を円滑に遂行できる技術を有する者を業務担当者及び業務責任者とすること。

6-1. プロジェクトメンバー

本業務を円滑に遂行できる技術を有する指標として、プロジェクトマネージャー及びメンバーの習得資格や業務実績を実施計画書に明記すること。なお、真にやむを得ない理由によりプロジェクトメンバーを変更する場合は、事前に当社に報告を行い、了承を得ること。その際、初期のプロジェクトメンバーの技術等を踏まえたうえで代替人員を選定すること。

7. 提出物

7-1. 提出物及び提出期限

成果物名	主な記載事項	提出期限
実施計画書		契約日から 2 週間以内
全体 WBS		契約日から 2 週間以内
打合せ議事録		各打合せ後速やかに
システム構成及び基本設計書	A,B,C の各役割及び機能、A-B のリアルタイムレプリケーション構成、B-C のバックアップ構成とリストア構成、ソフトウェアを含むシステム全体構成。	令和９年３月 19 日（最終版提出）
パラメータシート	各種設定値一覧	令和９年３月 19 日
検査項目書兼結果報告書	A、B、C の各役割の基本動作、A-B レプリケーション、B-C バックアップ、ランサム被害想定に基づく復元の試験結果。	令和９年３月 19 日
運用管理手順書	通常運用、首都圏災害、ランサムウェア被害、容量逼迫及びシステム復元について、状態確認方法と場合毎の対応手順。	令和９年３月 19 日

7-2. 納品方法

成果物は、電子データとして作成し、ベンダー提供マニュアルを除き、全て日本語で作成すること。
PDF 形式の電子データとして 1 部を納品すること。また、当社で改変可能な形式の電子データ及び図表等の元データも併せて納品すること。

7-3. 提出場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社　管理部　経営企画課　情報システム・ソリューション室

8. 検収

詳細は当社担当者と協議して決定する。検収期間は納品後 2 週間以内とする。検収後に契約不適合が発見された場合、当社は修正等の履行の追完を請求でき、受注者はこれを行うものとする。追完を請求できる期間は 1 年とする。

9. その他

(1) 別紙２「情報セキュリティガイドライン」を遵守すること。

(2) 本仕様書に疑義、本仕様書に定めのない事項又は業務遂行上新たに対応が必要となる事項が生じた場合は、当社と受注者で速やかに協議すること。なお、本仕様書に定める業務範囲を超える作業が必要となる場合は、その実施方法、役割分担、スケジュール及び費用等について、双方協議の上決定すること。

別紙１

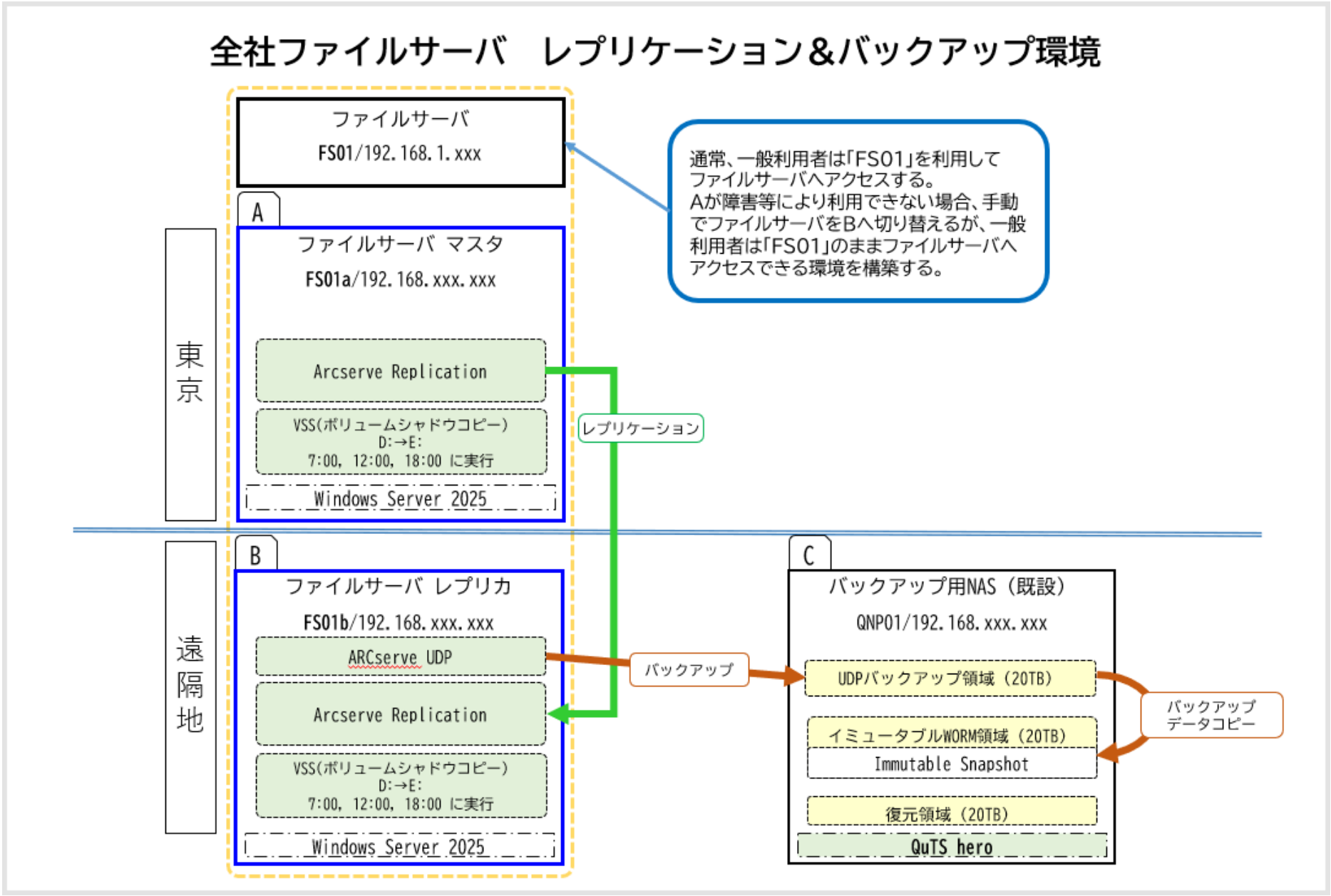
全社ファイルサーバ　レプリケーション＆バックアップ環境
ファイルサーバ
FS01/192.168.1.xxx
通常、一般利用者は「FS01」を利用して
ファイルサーバへアクセスする。
Aが障害等により利用できない場合、手動
でファイルサーバをBへ切り替えるが、一般
利用者は「FS01」のままファイルサーバへ
アクセスできる環境を構築する。
東京
A
ファイルサーバ マスタ
FS01a/192.168.xxx.xxx
Arcserve Replication
VSS(ボリュームシャドウコピー)
D:→E:
7:00, 12:00, 18:00 に実行
Windows Server 2025
レプリケーション
遠隔地
B
ファイルサーバ レプリカ
FS01b/192.168.xxx.xxx
ARCserve UDP
Arcserve Replication
VSS(ボリュームシャドウコピー)
D:→E:
7:00, 12:00, 18:00 に実行
Windows Server 2025
バックアップ
C
バックアップ用NAS（既設）
QNP01/192.168.xxx.xxx
UDPバックアップ領域（20TB）
イミュータブルWORM領域（20TB）
Immutable Snapshot
復元領域（20TB）
QuTS hero
バックアップ
データコピー

別紙２

情報セキュリティガイドライン

受注者は本業務遂行にあたり以下の情報セキュリティ対策を遵守しなければならない。

また、受注者は当社からの要請があった場合は情報セキュリティ対策実施状況の確認のため、「情報セキュリティ対策実施状況確認リスト」を提出すること。

1. 情報セキュリティガイドラインの遵守

受注者は本情報セキュリティガイドラインを遵守し、必要な対策を講じることにより、故意又は過失による事件や事故等の未然防止に努めなければならない。

2. 情報セキュリティ管理体制

受注者は本業務に係る情報セキュリティを確保するため、受注者の組織内において管理体制を整えると共に情報セキュリティ教育を実施しなければならない。また、当社は情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、書面の提出若しくは現地確認を、又はその両方を求める場合があり、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 情報の取り扱いに関する管理対策

受注者は本業務に係る情報を取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を明確にするとともに、関係者以外の者が情報に触れることが無いよう適切に管理しなければならない。

4. 技術的なセキュリティ対策

受注者は、本業務において新たに構築、導入若しくは提供する環境、又は本業務の遂行にあたり受注者若しくはその再委託先が利用する環境（ネットワーク、構成機器（スイッチ、ルータ、端末機及びサーバを含む）、ソフトウェア、クラウド環境等）について、マルウェア感染、不正アクセス、情報漏洩等を防止するため、当該環境及び本業務の内容に応じた適切な技術的セキュリティ対策を講じなければならない。

5. 外部記憶媒体の利用に関する管理対策

受注者は受注者所有の外部記憶媒体（ハードディスク、ＵＳＢメモリ等）を当社機器に接続してはならない。ただし、外部記憶媒体を接続せざるを得ない場合は当社に報告すること。

なお、許可を得て接続する場合は事前にマルウェアチェックを実施し安全であることを確認すること。

6. ＰＣの使用に関する管理対策

受注者は受注者所有ＰＣを当社ネットワークに接続してはならない。当社ネットワークに接続したＰＣでの作業が必要な場合は当社に報告すること。

7. セキュリティインシデント（事件、事故等）に対する対策

受注者はインシデント及び違反等を認知した場合は、直ちに当社に報告しなければならない。

8. 業務委託におけるセキュリティ対策

受注者は受託業務における情報を当該業務外の目的で使用してはならない。また、受託業務に関する当社業務システムに当社の意図しない変更が行われることが無いよう対策を講じなければならない。

なお、再委託（再々委託等も含む）先においても当社の情報セキュリティ対策を遵守することとし、受注者がこれを担保しなくてはならない。

9. 外部サービス選定のセキュリティ対策

受注者は本業務における情報セキュリティ要件を定め外部サービスを選定すること。また、クラウドサービスの選定はＩＳＭＡＰ等認証機関による情報セキュリティ認証取得済みを原則とする。認証未取得の場合は情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。

10. 外部サービス利用のセキュリティ対策

受注者は外部サービス利用時に情報漏洩することが無いよう対策を講じなければならない。また、利用を終了する際、将来にわたり情報漏洩することが無いよう対策を講じなければならない。

以上

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
管理部長　眼目　佳秀　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和８年１１月２５日付けで公告のありました全社ファイルサーバ構築業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書４の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．全省庁統一資格（令和 07・08・09 年度）審査結果通知書（営業品目：物品の販売「電子計算機類」及び、役務の提供等「情報処理」）A、B、又は C 等級の写し。
2.　ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）の認証
3.　受注等実績表（様式１）

注）添付資料等は、競争参加資格確認申請書に添付し、1つのPDFにまとめる。

以上

担当者等連絡先(※本事項の記載により代表印省略可)
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
Ｔ Ｅ Ｌ:
Ｆ Ａ Ｘ:
E-mail :

※(参考までにお知らせください)　適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号[有]（T　　）
(登録済の場合はTで始まる登録番号を記載)　　[無]
(無しの場合は[有]に取り消し線を記載)

（様式１）

（凡例）　　受注等実績表

年度	件名	業務期間	契約先 （元請等）	契約金額 （千円）
R04	○○㈱××サーバ構築	4.8.1～ 4.12.31	○○㈱　　（元請）	xx，xxx
R06	○○データベースサーバ移行	6.5.10～ 6.9.31	○○市　　（下請）	xx，xxx
R06	○○㈱××サーバ更改業務	6.11.1～ 7.3.31	○○㈱　　（元請）	xx，xxx

受注等実績表（ファイルサーバ及びそれに類するサーバの設計、構築、データ移行等の業務実績：１件以上）

年度	件名	業務期間	契約先 （元請等）	契約金額 （千円）

令和３年度以降の実績を１件以上有するものであることを証明するものとして、契約書の写し等（確認部分の抜粋）を添付すること。（最大３件）

なお、上記契約書の写し等で、実積を確認できない場合は、仕様書等の実績が確認できる部分の写しを添付すること。